

告 示

埼玉県公安委員会告示第19号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成29年3月12日から施行する。

平成29年2月7日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

別表中	運転免許申請書	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除される者が運転免許を申請するとき。	を
	技能検査申請書		
	限定解除審査申請書		

運転免許、技能検査及び限定解除審査申請書	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除又はそれらの一部を免除される者が運転免許を申請するとき。	に、
----------------------	--	----

道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。	火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	を
---	---	---

<p>(1) 道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>
<p>(2) 前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。</p>	

<p>道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>
<p>道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。</p>	
<p>前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。</p>	

に改める。